

派遣求人を申し込む求人事業主の皆さまへ 「労働者派遣契約書」の提出をお願いします！

派遣求人については、派遣先が確定しており、派遣就業のための具体的な雇用関係の成立が見込まれるものに限り、求人受理の対象となります。雇用関係の成立の見込みのない求人を防止するため、派遣求人を申し込まれる事業主の皆さまには、労働者派遣法第3章第1節「労働者派遣契約」に基づく労働者派遣契約書の提出をお願いします。

提出書類について

- ・派遣求人を申し込まれる際は、原則として、**労働者派遣契約書(原本)**を提示のうえ、**写しを1部提出**してください。(基本契約書と個別契約書の2本立て契約を締結している場合は、両方提出してください。)
- ・労働者派遣契約書は、**労働者派遣法第26条第1項**に規定する事項(**業務内容、就業場所、派遣期間など**)の記載が必要です。(派遣先の意向が明確に確認できない場合は求人を受理できません)。

求人受理時の重点確認事項

求人申込書と労働者派遣契約書の内容確認に当たっては、特に次の項目に関し重点的に確認させていただきます。

| 項目 | 記載上の注意点 | 労働者派遣契約書上の記載例 | 備考 |
|-------------|---|--|-----------------------------------|
| 業務の内容 | その業務に必要とされる能力、行う業務等が具体的に記述され、適格な派遣労働者を決定できる程度のものであること。できる限り詳細であること。 | PCの操作によるプレゼンテーション用資料、業績管理資料、会議用資料等の作成 | 求人申込書3欄 派遣要領第7の2(1)イ(ハ)①(P128) |
| 就業場所 | 派遣労働者が実際に派遣就業する事業所その他の施設の名称、所在地、具体的就業場所。派遣労働者の所属する部署、電話番号等。 | 〇〇株式会社本社 国内マーケティング部営業課販売促進係 (〒110-0010千代田区霞が関1-2-2△△ビル2階 TEL:****-****) | 求人申込書5欄 派遣要領第7の2(1)イ(ハ)②(P129) |
| 派遣期間及び就業する日 | 期間については具体的な労働者派遣の開始の年月日及び終了の年月日、就業する日については具体的な曜日又は日を指定していること。 | 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 月～金(ただし、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)、夏期休業(8月13日から8月16日)を除く。) | 求人申込書4欄 派遣要領第7の2(1)イ(ハ)④(P129) |

派遣先への確認について

派遣先責任者に対して、適宜、ハローワークから労働者派遣契約の確認をさせていただきます。